地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）交付要綱（標準要綱）

北海道○○総合振興局長・振興局長

第１　趣旨

この要綱は、北海道地域振興条例（平成 21 年北海道条例第 51 号）に掲げる、個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的に、地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む各種事業に要する経費について、配当された予算の範囲内で、北海道○○総合振興局長・振興局長（以下「局長」という。）が交付する地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）（以下「交付金」という。）に関し、北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号。以下「交付規則」という。）の規定によるほか、必要な事項を定めるものとする。

第２　事業区分及び交付対象事業等

交付金の事業区分並びに交付対象事業、交付対象者、交付対象経費、交付金の限度額、単位及び交付率は、次のとおりとする。

事業区分	交付対象事業等
１　地域振興事業	別紙１－１に定めるとおり。
２　保健福祉事業	別紙１－２に定めるとおり。
３　産業振興事業	別紙１－３に定めるとおり。
４　環境生活事業	別紙１－４に定めるとおり。
５　教育文化スポーツ事業	別紙１－５に定めるとおり。

第３　交付金の算定

交付金の算定は、交付対象経費に交付率を乗じて得た額の範囲内とする。

なお、各交付対象事業における交付金の算定の詳細は別紙１－１から１－５に定めるとおりとする。

第４　交付金の交付

１　交付金は、交付申請者の求めに応じ、複数の交付対象事業（局長が定める事業を除く。）を一括して交付することができる。（市町村、一部事務組合又は広域連合の場合に限る。）

なお、この場合における交付金の限度額、単位及び交付率は、当該事業を構成する交付対象事業（以下「構成事業」という。）単位のそれぞれの定めによるものとする。

２　複数市町村が連携する事業（総合振興局又は振興局の区域を越えて連携する事業を含む。）は、代表する一の市町村に対し交付金を交付することができる。

第５　事業計画等の提出

交付金の交付を受けようとする者は、次のとおり、事業ごとに別紙１－１から１－５に定める事業実施概要（計画）書に関係書類を添付の上、総合振興局長又は振興局長に提出するものとする。

１　事業の効果が及ぶ地域を所管する総合振興局長又は振興局長に提出するものとする。

２　事業の効果が複数の総合振興局及び振興局が所管する地域に及ぶ場合は、当該地域を所管する総合振興局及び振興局のうち、一の総合振興局長又は振興局長に提出することができる。

３　複数市町村が連携する事業（総合振興局又は振興局の区域を越えて連携する事業を含む。）のうち、代表する一の市町村が交付申請する場合にあっては、当該市町村を所管する総合振興局長又は振興局長に提出するものとする。

４　次の事業については、事業実施地（２に該当する場合は団体所在地）の市町村長を経由して提出するものとする（第７の交付申請について同じ。）。

（１）各事業区分における標準事業（ソフト事業）のうち、局長が適当と認める者が実施する事業。

（２）別紙１－２の８の共生型地域福祉拠点整備・促進事業のうち、特認団体が実施する事業。

（３）別紙１－３の７の小規模林道整備事業のうち、森林組合が実施する事業。

第６　交付対象事業の採択及び交付の内示

１　局長は、第５により提出された書類の内容を審査の上、交付金の対象とする事業を採択し、交付金の交付を受けようとする者に対し、交付の内示を行うものとする。

２　優先的に採択する事業及び採択の優先度が低い事業については、別紙２－５の第１に定めるとおりとし、これに基づき審査を行った上で採択を行うものとする。

３　前項のうち、別紙２－５の第１の１の（１）に掲げる最も優先して採択する事業の採択に当たっては、局長は、交付金の交付を受けようとする者から提出のあった書類の写しを知事に送付するものとし、知事は、提出された書類の内容を審査の上、対象となる事業を内定し、局長に通知する。

４　交付事業の採否及び交付金額の決定に当たっては、当該団体の要望事業数、要望額や過去の採択状況に加え、当該団体の財政規模、財政調整基金やその他の基金の積立て状況等財政状況についても考慮するものとする。

第７　交付の申請

１　交付の内示を受けた者は、地域づくり総合交付金交付申請書（別記第 30 号様式）（以下、「交付申請書」という。）に別表１に掲げる書類を添付の上、局長に提出しなければならない。

２　交付申請書の提出は、次により行うものとする。

（１）提出期限　別途指示する

（２）提出先　　○○総合振興局・振興局○○課

３　交付の内示を受けた者は、交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

第８　交付の決定等

１　局長は、交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは速やかに交付の決定を行い、別記第 80 号様式により、申請者に交付の決定の内容及び交付の条件を通知するものとする。

２　局長は、事業着手後に交付決定を行う場合には、事業の目的、内容、効果、収支、実施時期等を勘案し、事業着手後の交付決定であっても交付金の目的に合致することや事業着手後の交付決定がやむを得なかった事情等を十分に審査した上で、その内容を交付決定書等で明らかにするものとする。

第９　申請の取下げ

１　交付金の交付の決定を受けた者（以下「交付事業者」という。）は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付の決定の通知を受けた日から 10 日以内に、地域づくり総合交付金交付申請取下書（別記第 84 号様式）を局長に提出し、申請の取下げをすることができる。

２　１の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

第 10　交付事業の変更

交付事業者は、交付事業の内容の変更をしようとするときは、地域づくり総合交付金交付事業変更承認申請書（別記第 83 号様式）に別表１に掲げる書類を添付の上、あらかじめ局長の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときはこの限りでない。

１　その変更が、目的の達成及び事業の能率的遂行に支障がないと認められ、かつ、当該事業における交付対象経費の増減額が 20 パーセント未満の変更の場合。

２　構成事業間の交付対象経費の配分変更で、各構成事業における交付対象経費の増減額が 20 パーセント未満の変更の場合。
３　構成事業間の交付金の配分変更で、各構成事業単位の交付対象経費に交付率を乗じて得た交付金の額であり、かつ、別紙１－１から１－５に定める各交付対象事業の上限額及び下限額の範囲内の場合。（ただし、局長が特に必要と認める事業を除く。）

第 11　交付事業の中止又は廃止

交付事業者は、交付事業を中止し、又は廃止しようとするときには、あらかじめ局長に地域づくり総合交付金交付事業等中止（廃止）承認申請書（別記第 85 号様式）を提出し、その承認を受けなければならない

第 12　交付事業の執行の遅延又は不能

交付事業者は、交付事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに局長に交付事業等執行遅延（不能）報告書（別記第 156 号様式）を提出し、その指示を受けなければならない。

第 13　交付事業の遂行状況

局長は、交付事業の適正な執行を図るため必要があるときは、交付事業者に対して、事業ごとに別紙１－１から１－５に定める事業遂行状況報告書により、局長が別に定める日までに当該交付事業の遂行状況に関して報告を求め、又は当該総合振興局・振興局職員に調査をさせるものとする。

第 14　工事完成届

１　交付事業者は、交付事業に係る工事が完成したときは、速やかに交付事業に係る工事完成届（別記第 94 号様式）を局長に提出しなければならない。
２　局長は、工事完成届を受理したときは、当該総合振興局・振興局職員に検査を行わせるものとする。ただし、交付事業者が市町村の場合であって、当該市町村の職員が作成した検査調書の写しを添付することをもって確認することができると認められる場合は、この限りではない。

第 15　実績報告等

１　交付事業者は、交付事業が完了したとき（交付事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該事業の完了の日から 30 日以内（当該事業が第７の規定により交付金の交付申請をする日の 30 日以前に終了している場合は、当該申請と同時）又は翌年度の４月 10 日のいずれか早い日までに、地域づくり総合交付金事業実績報告書（別記第 100 号様式）（以下、「実績報告書」という。）に別表２に掲げる書類を添付の上、局長に提出しなければならない。
２　交付事業者は、実績報告書の提出にあたって、この交付金（間接補助事業の場合は、事業実施主体の当該交付金）に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
３　交付事業者は、実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの交付金（間接補助事業の場合は、事業実施主体の当該交付金）に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第 129 号様式によりその金額（前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに局長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。
　また、この交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定の日の翌年６月 30 日までに局長に報告するとともに、交付金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに局長に報告し、当該金額を返還しなければならない。

第 16　交付金の額の確定

局長は、実績報告書の提出を受けたときは、当該報告に係る交付事業の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき金額を確定し、交付事業者に通知するものとする。

第 17　交付事業の点検・評価

北海道総合計画に基づく連携地域別政策展開方針における地域重点政策ユニットのプロジェクトの重要業績評価指標（以下「ＫＰＩ」という。）に資する事業及び別紙２-５の第１の１で定める地域創生に向けて取り組む事業については、事業実施後に地域づくり連携会議などにより事業効果等の点検・評価を行うものとする。

第 18　交付事業に関する帳簿及び書類

交付事業に関する帳簿及び書類のうち、交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければならない。

第 19　財産の処分の制限

交付事業により生じる財産の取扱いは、別紙２－４に定めるとおりとする。

第 20　電子メールによる申請等

交付事業者は、交付の申請、届出、その他この交付事業に関し道に行う通知については、当該申請等に係る書類の電磁的記録を次の電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

【電子メールアドレス】〇〇〇@pref.hokkaido.lg.jp ＜※各振興局のアドレスを記載＞

第 21　交付金の交付等に関する権限の委任

この交付金の交付決定、交付金の額の確定その他交付金の交付に関する知事の権限は、局長に委任されている。

第 22　様式

この要綱に定める申請書その他の書類の様式は、別表３に定めるところによる。

第 23　その他

広域連携強化事業に関する事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和７年　月　日から施行する。

附則

この要綱は、令和８年　月　日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表１　交付申請書に添付する書類（第７関係）

区分		様式番号	備考
１ 地域振興事業	（１）標準事業	別記第32号様式	設備整備事業の場合に限る。
		別記第33号様式	不動産取得の事業の場合に限る。
		別記第34号様式	施設整備事業の場合に限る。
		別記第35号様式	その他の整備事業の場合に限る。
		別記第45号様式その1	ソフト事業（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業及び地方創生推進交付金事業（先駆タイプ）関連事業の場合を除く。）
		別記第45号様式その2	ソフト事業（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の場合に限る。）
		別記第45号様式その3	ソフト事業（地方創生推進交付金事業（先駆タイプ）関連事業の場合にに限る。
		別記第45号様式その4	ソフト事業（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業かつ地方創生推進交付金事業（先駆タイプ）関連事業の場合に限る。）
		別記第46号様式その1	ハード事業（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の場合を除く。）
		別記第46号様式その2	ハード事業（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の場合に限る。）
		別記第50号様式	
		別記第53号様式	
		別記第55号様式	申請者が地方公共団体である場合及び交付事業の内容が建設工事である場合を除く。
		別記第57号様式	道から交付金の交付を申請しようとする者に対して行われる通知等について、電子交付（通知等の内容を記録した電磁的記録に、電子署名を行い、交付金の交付を申請しようとする者がクラウド上で受領できる交付方法）を希望する場合に限る。
	（２）デジタルチャレンジ推進事業	別記第45号様式その1	
		別記第50号様式	
		別記第53号様式	
		別記第55号様式	
		別に指示する様式	別紙１－１に定めるところによる。
		別記第57号様式	道から交付金の交付を申請しようとする者に対して行われる通知等について、電子交付（通知等の内容を記録した電磁的記録に、電子署名を行い、交付金の交付を申請しようとする者がクラウド上で受領できる交付方法）を希望する場合に限る。
	（３）集落維持・活性化促進事業	別記第32号様式	設備整備事業の場合に限る。
		別記第33号様式	不動産取得の事業の場合に限る。
		別記第34号様式	施設整備事業の場合に限る。

区分		様式番号	備考
		別記第35号様式	その他の整備事業の場合に限る。
		別記第45号様式その1	ソフト事業
		別記第46号様式その1	ハード事業
		別記第50号様式	
		別記第53号様式	
		別記第55号様式	申請者が地方公共団体である場合及び交付事業の内容が建設工事である場合を除く。
		別記第57号様式	道から交付金の交付を申請しようとする者に対して行われる通知等について、電子交付（通知等の内容を記録した電磁的記録に、電子署名を行い、交付金の交付を申請しようとする者がクラウド上で受領できる交付方法）を希望する場合に限る。
		別に指示する様式	別紙１－１に定めるところによる。
２　保健福祉事業	（１）標準事業	１の（１）と同様	
	（２）福祉振興・介護保険基盤整備事業	別記第31号様式	大会等の開催事業の場合に限る。
		別記第32号様式	設備整備事業の場合に限る。
		別記第33号様式	不動産取得の事業の場合に限る。
		別記第34号様式	施設整備事業の場合に限る。
		別記第47号様式	
		別記第50号様式	
		別記第53号様式	
		別記第57号様式	道から交付金の交付を申請しようとする者に対して行われる通知等について、電子交付（通知等の内容を記録した電磁的記録に、電子署名を行い、交付金の交付を申請しようとする者がクラウド上で受領できる交付方法）を希望する場合に限る。
		別に指示する様式	別紙１－２に定めるところによる。
３　産業振興事業	（１）標準事業	１の（１）と同様	
	（２）地域産業基盤整備事業		
	ア　小規模土地改良事業	別記第53号様式	
		別記第36号様式	
		別記第57号様式	道から交付金の交付を申請しようとする者に対して行われる通知等について、電子交付（通知等の内容を記録した電磁的記録に、電子署名を行い、交付金の交付を申請しようとする者がクラウド上で受領できる交付方法）を希望する場合に限る。

区分			様式番号	備考
			別に指示する様式	別紙１－３に定めるところによる。
		イ　小規模林道整備事業		
			(ｱ) 小規模林業地域整備事業	別記第46号様式その1	
				別記第50号様式	
				別記第75号様式	交付金によって賄われる部分以外の経費を交付事業者以外の者が負担する場合（交付事業者が団体の場合において、当該経費をその構成員が負担する場合を含む。）に限る。
				別記第53号様式	
				別記第37号様式その1	
				別記第57号様式	道から交付金の交付を申請しようとする者に対して行われる通知等について、電子交付（通知等の内容を記録した電磁的記録に、電子署名を行い、交付金の交付を申請しようとする者がクラウド上で受領できる交付方法）を希望する場合に限る。
				別に指示する様式	別紙１－３に定めるところによる。
			(ｲ) 生産林道整備事業	別記第46号様式その1	
				別記第50号様式	
				別記第75号様式	交付金によって賄われる部分以外の経費を交付事業者以外の者が負担する場合（交付事業者が団体の場合において、当該経費をその構成員が負担する場合を含む。）に限る。
				別記第53号様式	
				別記第37号様式その2	
				別記第57号様式	道から交付金の交付を申請しようとする者に対して行われる通知等について、電子交付（通知等の内容を記録した電磁的記録に、電子署名を行い、交付金の交付を申請しようとする者がクラウド上で受領できる交付方法）を希望する場合に限る。
				別に指示する様式	別紙１－３に定めるところによる。
		ウ　小規模治山事業		別記第35号様式	
				別記第46号様式その1	
				別記第53号様式	
				別記第76号様式	
				別記第77号様式	
				別記第51号様式	
				別記第57号様式	道から交付金の交付を申請しようとする者に対して行われる通知等について、電子交付（通知等の内容を記録した電磁的記録に、電子署名を行い、交付金の交付を申請しようとする者がクラウド上で受領できる交付方法）を希望する場合に限る。

区分			様式番号	備考
			別に指示する様式	別紙１－３に定めるところによる。
		エ　船揚場整備事業	別記第46号様式その1	
			別記第53号様式	
			別記第9号様式	
			別記第78号様式その1～9	
			別記第57号様式	道から交付金の交付を申請しようとする者に対して行われる通知等について、電子交付（通知等の内容を記録した電磁的記録に、電子署名を行い、交付金の交付を申請しようとする者がクラウド上で受領できる交付方法）を希望する場合に限る。
			別に指示する様式	別紙１－３に定めるところによる。
４　環境生活事業	（１）標準事業		１の（１）と同様	
	（２）エゾシカ緊急対策事業		別記第35号様式	既設囲いわな移設の場合に限る。
			別記第46号様式その1	
			別記第50号様式	
			別記第53号様式	
			別記第55号様式	申請者が地方公共団体である場合及び交付事業の内容が建設工事である場合を除く。
			別記第57号様式	道から交付金の交付を申請しようとする者に対して行われる通知等について、電子交付（通知等の内容を記録した電磁的記録に、電子署名を行い、交付金の交付を申請しようとする者がクラウド上で受領できる交付方法）を希望する場合に限る。
	（３）水資源保全推進事業		別記第33号様式	
			別記第48号様式	
			別記第50号様式	
			別記第53号様式	
			別記第57号様式	道から交付金の交付を申請しようとする者に対して行われる通知等について、電子交付（通知等の内容を記録した電磁的記録に、電子署名を行い、交付金の交付を申請しようとする者がクラウド上で受領できる交付方法）を希望する場合に限る。
５　教育文化スポーツ事業	（１）標準事業		１の（１）と同様	

別表２　実績報告書に添付する書類（第15関係）

区分		様式番号	備考
１ 地域振興事業	（１）標準事業	別記第32号様式	設備整備事業の場合に限る。
		別記第33号様式	不動産取得の事業の場合に限る。
		別記第34号様式	施設整備事業の場合に限る。
		別記第35号様式	その他の整備事業の場合に限る。
		別記第103号様式その1	ソフト事業（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業及び地方創生推進交付金事業（先駆タイプ）関連事業の場合を除く。））
		別記第103号様式その2	ソフト事業（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の場合に限る。）
		別記第103号様式その3	ソフト事業（地方創生推進交付金事業（先駆タイプ）関連事業の場合にに限る。
		別記第103号様式その4	ソフト事業（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業かつ地方創生推進交付金事業（先駆タイプ）関連事業の場合に限る。）
		別記第104号様式その1	ハード事業（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の場合を除く。）
		別記第104号様式その2	ハード事業（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の場合に限る。）
		別記第108号様式	
	（２）デジタルチャレンジ推進事業	別記第103号様式その1	
		別記第108号様式	
		別に指示する様式	別紙１－１に定めるところによる。
	（３）集落維持・活性化促進事業	別記第32号様式	設備整備事業の場合に限る。
		別記第33号様式	不動産取得の事業の場合に限る。
		別記第34号様式	施設整備事業の場合に限る。
		別記第35号様式	その他の整備事業の場合に限る。
		別記第103号様式その1	ソフト事業
		別記第104号様式その1	ハード事業
		別記第108号様式	
		別に指示する様式	別紙１－１に定めるところによる。
２ 保	（１）標準事業	１の（１）と同様	

区分			様式番号	備考
健福祉事業	（２）福祉振興・介護保険基盤整備事業		別記第31号様式	大会等の開催事業の場合に限る。
			別記第32号様式	設備整備事業の場合に限る。
			別記第33号様式	不動産取得の事業の場合に限る。
			別記第34号様式	施設整備事業の場合に限る。
			別記第105号様式	
			別記第108号様式	
			別に指示する様式	別紙１－２に定めるところによる。
３　産業振興事業	（１）標準事業		１の（１）と同様	
	（２）地域産業基盤整備事業			
		ア　小規模土地改良事業	別記第108号様式	
			別記第36号様式	
			別記第112号様式	
			別記第113号様式	
			別記第114号様式	
			別記第115号様式	
			別記第116号様式	
			別記第117号様式	
			別記第118号様式	
			別記第119号様式	
			別記第120号様式	
			別に指示する様式	別紙１－３に定めるところによる。
		イ　小規模林道整備事業		
		(ｱ) 小規模林業地域整備事業	別記第104号様式その1	

区分		様式番号	備考
		別記第108号様式	
		別記第37号様式その1	
		別記第121号様式	
		別記第122号様式	
		別に指示する様式	別紙１－３に定めるところによる。
	(ｲ) 生産林道整備事業	別記第104号様式その1	
		別記第108号様式	
		別記第37号様式その2	
		別に指示する様式	別紙１－３に定めるところによる。
ｳ　小規模治山事業		別記第35号様式	
		別記第104号様式その1	
		別記第108号様式	
		別記第76号様式	
		別記第77号様式	
		別記第123号様式	
		別記第51号様式	
		別に指示する様式	別紙１－３に定めるところによる。
ｴ　船揚場整備事業		別記第104号様式その1	
		別記第108号様式	
		別記第9号様式	
		別記第124号様式その1～8	
		別に指示する様式	別紙１－３に定めるところによる。

区分		様式番号	備考
4 環境生活事業	（1）標準事業	1の（1）と同様	
	（2）エゾシカ緊急対策事業	別記第35号様式	既設囲いわな移設の場合に限る。
		別記第104号様式その1	
		別記第108号様式	
	（3）水資源保全推進事業	別記第33号様式	
		別記第105号様式	
		別記第108号様式	
5 教育文化スポーツ事業	（1）標準事業	1の（1）と同様	

別表３　別記様式一覧（第21関係）

区分	様式番号	様式名
事業計画関係	別記第1号様式	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ハード事業）
	別記第1号様式附表1	財源計画
	別記第1号様式附表2	管理運営・利用計画調書
	別記第1号様式附表3	農業振興施設等整備事業の概要
	別記第1号様式附表4	漁業振興設備等整備事業の概要
	別記第1号様式附表5	合併市町村まちづくり推進事業　事業実施概要書総括表
	別記第1号様式附表6	施設の長寿命化に資する維持管理計画
	別記第2号様式	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ソフト事業）
	別記第2号様式附表1	権限移譲推進事業要望調書
	別記第2号様式附表2	地方創生推進交付金事業（先駆タイプ）関連事業調書
	別記第3号様式	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・福祉振興・介護保険基盤整備事業）事業計画一覧
	別記第3号様式附表1	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・福祉振興・介護保険基盤整備事業）事業計画 施設整備一覧
	別記第4号様式	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・地域産業基盤整備事業・小規模土地改良事業）採択希望（計画・実績）概要書
	別記第5号様式	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・地域産業基盤整備事業・小規模林道整備事業）事業計画概要書
	別記第6号様式	生産林道整備事業予定計画書
	別記第7号様式	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・地域産業基盤整備事業・小規模治山事業）計画書
	別記第8号様式	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・地域産業基盤整備事業・船揚場整備事業）事業計画書・事業概要書
	別記第9号様式	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・地域産業基盤整備事業・船揚場整備事業）事業計画（実績書）
	別記第10号様式	船揚場整備事業全体事業計画書
	別記第11号様式	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・集落維持・活性化促進事業・デマンド交通導入事業）実施概要書
	別記第12号様式	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・集落維持・活性化促進事業・集落巡回販売（買物支援）事業）実施概要書（ソフト事業）
	別記第13号様式	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・集落維持・活性化促進事業・その他集落対策事業）実施概要書
	別記第14号様式	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・水資源保全推進事業）事業実施概要書・財源計画・交付金算定調書
	別記第15号様式	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・デジタルチャレンジ推進事業）事業実施概要書
	別記第16号様式	事業工程表
	別記第17号様式	収支予算書

区分	様式番号	様式名
	別記第18号様式	団体の目的等についての確認書
	別記第19号様式	コンソーシアム協定書・コンソーシアム協定書第７号に基づく協定書・委任状
	別記第20号様式	誓約書
交付申請関係	別記第30号様式	地域づくり総合交付金 交付申請書
	別記第30号様式別紙	地域づくり総合交付金 交付申請書　別紙
	別記第31号様式	大会等の開催事業に係る事業計画（実績）書
	別記第32号様式	設備整備事業等に係る事業計画（実績）書
	別記第33号様式	不動産所得の事業に係る事業計画（実績）書
	別記第34号様式	施設整備事業に係る事業計画（実績）書
	別記第35号様式	その他の整備事業に係る事業計画（実績）書
	別記第16号様式	事業工程表
	別記第36号様式	事業計画（実績）、交付金交付申請額算出及び経費の配分調書（小規模土地改良事業）
	別記第37号様式その1	事業計画（実績）書（小規模林道整備事業）
	別記第37号様式その2	生産林道整備事業計画（実績）書
	別記第38号様式	事業計画（実績）書（船揚場整備事業）
	別記第45号様式その1	交付申請額算出調書（ソフト事業）
	別記第45号様式その2	交付申請額算出調書（ソフト事業：まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）
	別記第45号様式その3	交付申請額算出調書（ソフト事業：地方創生推進交付金事業（先駆タイプ）関連事業）
	別記第45号様式その4	交付申請額算出調書（ソフト事業：まち・ひと・しごと創生寄附活用事業兼地方創生推進交付金事業（先駆タイプ）関連事業）
	別記第46号様式その1	交付申請額算出調書（ハード事業）
	別記第46号様式その2	交付申請額算出調書（ハード事業：まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）
	別記第47号様式	交付申請額算出調書
	別記第50号様式	経費の配分調書
	別記第51号様式	経費の配分調書（小規模治山事業）
	別記第53号様式	事業予算書
	別記第55号様式	資金収支計画書
	別記第57号様式	電子交付申出書兼メールアドレス確認書
	別記第60号様式	施設整備・設備整備内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／社会福祉基盤整備事業　４～11）
	別記第61号様式	事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／社会福祉基盤整備事業　８（１））

区分	様式番号	様式名
	別記第62号様式	事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／社会福祉基盤整備事業 ８（２））
	別記第63号様式	事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／社会福祉基盤整備事業 12）
	別記第64号様式	事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業 13～14）
	別記第65号様式	事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業 14～16、18～19、26 ）
	別記第66号様式	事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業 17、20）
	別記第67号様式	事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業 21）
	別記第68号様式	事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業 22）
	別記第69号様式	事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業 23）
	別記第70号様式	事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業 24）
	別記第71号様式	事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業 25）
	別記第71号様式附表1	対象児確認様式　定期利用児（乳幼児）集計表
	別記第71号様式附表2	対象児確認様式　不定期利用児（乳幼児）集計表
	別記第71号様式附表3	対象児確認様式　不定期利用児（小学生）集計表
	別記第71号様式附表4	対象児確認様式　不定期利用児（中高校生）集計表
	別記第72号様式	事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業 27）
	別記第73号様式	事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業 28）
	別記第74号様式	事業内容（福祉振興・介護保険基盤整備事業／福祉のまちづくり／高齢者・障がい者等の自立生活支援／子どもの健全育成促進事業 29）
	別記第75号様式	経費の負担調書（小規模林道整備事業）
	別記第76号様式	機械器具費内訳（小規模治山事業）
	別記第77号様式	営繕費内訳（小規模治山事業）
	別記第78号様式その1～9	船揚場整備事業設計書（船揚場整備事業）
補助指令	別記第80号様式	補助指令文
変更等申請	別記第83号様式	地域づくり総合交付金 交付事業変更承認申請書
関係	別記第84号様式	地域づくり総合交付金 交付申請取下書
	別記第85号様式	地域づくり総合交付金 交付事業中止（廃止）承認申請書
遂行状況	別記第90号様式	事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）
工事完成	別記第91号様式	事業遂行状況報告書（デジタルチャレンジ推進事業）
	別記第92号様式	事業遂行状況報告書（地域産業基盤整備事業・小規模土地改良事業）
	別記第93号様式	事業遂行状況報告書（地域産業基盤整備事業・小規模林道整備事業、小規模治山事業、船揚場整備事業）

区分	様式番号	様式名
	別記第94号様式	交付事業に係る工事完成届
実績報告関係	別記第100号様式	地域づくり総合交付金 事業実績報告書
	別記第103号様式その1	交付金精算書（ソフト事業）
	別記第103号様式その2	交付金精算書（ソフト事業：まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）
	別記第103号様式その3	交付金精算書（ソフト事業：地方創生推進交付金事業（先駆タイプ）関連事業）
	別記第103号様式その4	交付金精算書（ソフト事業：まち・ひと・しごと創生寄附活用事業兼地方創生推進交付金事業（先駆タイプ）関連事業）
	別記第104号様式その1	交付金精算書（ハード事業）
	別記第104号様式その2	交付金精算書（ハード事業：まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）
	別記第105号様式	交付金精算書
	別記第108号様式	事業精算書
	別記第111号様式	交付事業遂行計画書（小規模土地改良事業）
	別記第112号様式	請負（委託）調書（小規模土地改良事業）
	別記第113号様式	直営調書（支給品費）（小規模土地改良事業）
	別記第114号様式	直営工事調書（材料費、労務費、役務費、需用費等）（小規模土地改良事業）
	別記第115号様式	直営工事調書（工事雑費、事務（雑）費、その他）（小規模土地改良事業）
	別記第116号様式	用地買収調書（小規模土地改良事業）
	別記第117号様式	補償費調書（小規模土地改良事業）
	別記第118号様式	船舶及び機械器具費調書（小規模土地改良事業）
	別記第119号様式	取得財産台帳（小規模土地改良事業）
	別記第120号様式	残材料調書（小規模土地改良事業）
	別記第121号様式	交付事業明細書（小規模林道整備事業）
	別記第122号様式	予算経理状況調書（小規模林道整備事業）
	別記第123号様式	工事（事務）雑費内訳（小規模治山事業）
	別記第124号様式	船揚場整備事業精算書（船揚場整備事業）
消費税	別記第129号様式	消費税等仕入控除税額報告様式
財産処分関係	別記第130号様式	財産処分承認申請書
	別記第131号様式	財産処分報告書
	別記第132号様式	財産処分承認申請書（小規模土地改良事業）
	別記第133号様式	財産処分承認通知（小規模土地改良事業）

区分	様式番号	様式名
	別記第134号様式	財産処分報告書（小規模土地改良事業）
	別記第135号様式	残存物件処分承認申請書（小規模土地改良事業）
	別記第136号様式	残存物件処分承認通知（小規模土地改良事業）
	別記第137号様式	残存物件処分報告書（小規模土地改良事業）
その他	別記第140号様式	事業着手届（小規模土地改良事業）
	別記第141号様式	事業着手届（小規模林道整備事業）
	別記第142号様式	事業着手届（小規模治山事業）
	別記第143号様式	工事着手届（船揚場整備事業）
	別記第144号様式	備品購入承認申請書（小規模土地改良事業）
	別記第145号様式	備品購入承認通知（小規模土地改良事業）
	別記第146号様式	損料報告書（小規模土地改良事業）
	別記第147号様式	備品に関する交付対象地区変更承認申請書（小規模土地改良事業）
	別記第148号様式	備品に関する交付対象地区変更承認通知（小規模土地改良事業）
	別記第149号様式	事務検査調書（小規模土地改良事業）
	別記第150号様式	実績報告に係る書類審査・現地調査及び工事完成検査調書（船揚場整備事業）
	別記第151号様式	生産林道整理簿（小規模林道整備事業）
	別記第152号様式	事業台帳（小規模治山事業）
	別記第153号様式	営繕施設簿（小規模治山事業）
	別記第154号様式	機械器具簿（小規模治山事業）
	別記第155号様式	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）に係る事業効果報告書（農業振興施設等整備事業、漁業振興設備等整備事業、産業活性化支援施設整備事業）
	別記第156号様式	地域づくり総合交付金　交付事業等執行遅延（不能）報告書